喜多方市特定事業所集中減算の取り扱いについて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年８月２０日

１　判定期間と減算適用期間

　　　居宅介護支援事業所は、毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

(１)　判定期間が前期（３月１日から８月末日）の場合は、減算適用期間を１０月１日から３月３１日までとする。

(２)　判定期間が後期（９月１日から２月末日）の場合は、減算適用期間を４月１日から９月３０日までとする。

なお、以下に該当する事業所については、判定期間を満了しないことから当該期間については減算の判定対象事業所から除外する。

①　判定期間の初日現在で指定を受けていない居宅介護支援事業所

②　判定期間中に休止・廃止をした居宅介護支援事業所

２　判定方法

　　　居宅介護支援事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最も紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて８０％を超えた場合に減算する。

　　　　≪例≫　　訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷　訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数

３　算定手続

判定期間が前期の場合は９月１５日までに、判定期間が後期の場合は３月１５日までに、すべての居宅介護支援事業所は「特定事業所集中減算判定様式」を作成するものとし、算定の結果８０％を超えた場合については、当該書類を市長へ提出しなければならない。

なお、８０％を超えなかった場合についても、当該書類は各事業所において２年間保存すること。

４　正当な理由の範囲

３で判定した割合が８０％を超えた場合に、８０％を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、「特定事業所集中減算判定様式」に当該理由を具体的に記載し市長に提出すること。なお、市長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は正当な理由として認めるものとする。

①　居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域において各サービスごとでみた場合、５事業所未満であるなどサービス事業所が少数である場合。

②　特別地域加算を算定している居宅介護支援事業所である場合。

③　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど、事業所が小規模である場合。

④　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

⑤　サービスの質が高いことによる利用者の希望を検討した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合。

⑥　その他、正当な理由と市長が認めた場合。